

# 美郷町観光ブランドデザイン使用取扱要領

令和8年3月2日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この要領は、美郷町（以下「町」という。）が定めた美郷町観光ブランドデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「デザイン」とは、町が定めた観光ブランドのデザインとし、次に掲げるものをいう。

- (1) 『美郷町マスコットキャラクター「みさとちゃん」』（愛称「みさとちゃん」）
- (2) 観光振興ブランド「DRIVE TO MISATO」（表記は全て英語大文字）

(使用資格)

第3条 何人もデザインを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動、または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 町及びデザインのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、デザインの利用が不相当と認めるとき。

2 美郷町長（以下「町長」という。）は、前項各号のいずれかに該当しているにも関わらずデザインを使用している者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

(使用承認の申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ美郷町観光ブランドデザイン使用承認申請書（様式第1号）または電子情報処理組織により町長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、都道府県、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。

2 前項各号のいずれかに該当する機関等がデザインを使用する場合は、別紙1に定める注意事項を遵守しなければならない。

3 デザインを改変する場合には、同申請書において改変後のデザインの使用承認を受けなければならない。

4 デザインを使用した商品を販売するなど営利目的に使用する場合は、その詳細資料を添付しなければならない。

(使用承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、次に掲げる審査基準によりその内容を審査し、その可否を決定し、美郷町観光ブランドデザイン使用承認通知書（様式第2号）又は美郷町観光ブランドデザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に対し通知するも

のとする。なお、町長は、最長1年間の使用期限を設けることができる。また、使用承認に際し必要な条件を付すことができる。

- (1) 第3条第1項の各号に該当しないこと。
- (2) 改変後のデザインが美郷町及びデザインのイメージを損なわないこと。

(使用承認の取消し)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、申請者に対してデザインの使用承認を取消し、または必要な指示等を行うことができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反したとき、または違反することが判明したとき。
- (2) その他、町長が必要であると認めたとき。

2 前項により承認を取消した場合は、美郷町観光ブランドデザイン使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 承認を取消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 町は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(使用上の遵守事項)

第7条 デザインを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 知的財産に関する一切の権利の設定又は登録を行わないこと。
- (2) 美郷町マスコットキャラクターを使用する場合は、必ず『美郷町マスコットキャラクター「みさとちゃん」』と表記すること。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (4) 承認を受けた者は、これを譲渡及び転貸しないこと。
- (5) 町及びデザインのイメージを損なうと認められる使用は行わないこと。
- (6) デザインの使用期限は承認日から最長1年間とし、それ以降に同条件で使用する場合には、再度申請すること。なお、その場合に商品等の詳細説明は省略できるものとする。
- (7) デザインのデータ等を加工し、新たなデザインを作成する場合は、事前に町に申し出ること。また、新たなデザイン等を「広報みさと」や町ホームページに使用できるよう、作成者等に了解を得た上で可能な限り町に提供すること。

(使用料)

第8条 使用料については、当分の間、無償とする。

(使用に起因する問題)

第9条 デザインの使用に起因する問題が発生した場合には、申請者が速やかに対処するものとし、町は一切の責任を負わない。

(事務)

第10条 この要領に関する事務は、美郷町役場企画情報課が行う。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月2日から施行する。

## 注 意 事 項

美郷町観光ブランドデザイン使用取扱要領第4条第2項で定める注意事項は、以下のとおりとする。

- 1 デザインを使用する際の申請等の手続きは不要とする。ただし、使用する際には美郷町役場企画情報課企画商工観光担当（以下「美郷町」という。）に事前に報告すること。
- 2 デザインの入手方法については、美郷町まで問い合わせること。
- 3 美郷町マスコットキャラクターを使用する場合は、必ず『美郷町マスコットキャラクター「みさとちゃん」』と表記すること。
- 4 デザインを使用した者は、その使用状況及び使用実績について、ポスター、チラシ、写真等を用いて可能な限り美郷町に提出又は報告すること。
- 5 デザインを改変した場合、改変後のデザインデータを美郷町に提供すること。
- 6 その他、本書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度美郷町と協議すること。